

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

改正案	現行
<p>(資産の国内保有) 第六十一条 (略)</p> <p>2 法第五十五条第四項に規定する内閣府令で定める負債の額は、外国信託会社の<u>全ての支店の計算に属する負債のうち本店その他の非居住者に対する債務以外の負債の額とする。</u></p> <p>3 法第五十五条第四項の規定により外国信託会社が国内において保有すべき資産は、次に掲げる資産でなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる有価証券</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券(国内の金融商品取引所に上場され、又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されているものに限る。)</p> <p>ホ ニに掲げる有価証券を発行する国内の会社の社債券及び約束手形(金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げるものをいう。)</p> <p>へ〜チ (略)</p> <p>三〜五 (略)</p>	<p>(資産の国内保有) 第六十一条 (略)</p> <p>2 法第五十五条第四項に規定する内閣府令で定める負債の額は、外国信託会社の<u>すべての支店の計算に属する負債のうち本店その他の非居住者に対する債務以外の負債の額とする。</u></p> <p>3 法第五十五条第四項の規定により外国信託会社が国内において保有すべき資産は、次に掲げる資産でなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる有価証券</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 国内の金融商品取引所に上場され、又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券</p> <p>ホ ニに規定する株券を発行する国内の会社の社債券及び約束手形(金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げるものをいう。)</p> <p>へ〜チ (略)</p> <p>三〜五 (略)</p>

